

# ○国立大学法人上越教育大学における管理又は監督の地位にある 職を定める規程

(平成27年4月1日規程第37号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第50条の4第2項第4号の規定に基づき文部科学大臣が指定するもの、国立大学法人法施行規則第25条の7第1項及び第2項に基づき文部科学大臣が定めるもの並びに同規則第25条の8の規定に基づき文部科学大臣が定めるものについて（平成27年3月31日文部科学大臣決定）第3条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における管理又は監督の地位にある職を定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職)

**第2条** 本法人における管理又は監督の地位にある職は、国立大学法人上越教育大学職員給与規程（平成16年規程第42号）第25条に規定する管理職手当の支給を受けるもの（学長特別補佐及び学長補佐を除く。）とする。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。